

第七期東京都障害者施策推進協議会
(第6回専門部会)

平成27年1月26日

福祉保健局

(午後7時01分 開会)

○松矢部会長 それでは、そろそろ定刻になりますので、これから東京都障害者施策推進協議会の第6回専門部会を開催いたします。

本日は、拡大専門部会といたしまして、専門部会委員以外の協議会の委員の皆様にもご出席をいただきまして議論を進めたいと思います。お忙しい中、ありがとうございます。

それでは、事務局から各委員の出席状況の報告等をお願いします。

○小川課長 計画課長小川でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の委員の出欠でございますが、協議会委員につきましては、高橋儀平副会長、小澤副部会長、寺町委員、山崎委員、石川委員、高橋都彦委員、坂本義次委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、高橋紘士会長、倉田委員におかれましては、おくれてお見えになるというご連絡を頂戴しております。さらに、専門委員につきましては、水野委員、寺田委員からご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。委員の皆様宛てに、あらかじめ資料をお送りいたしました。一部の資料につきましては準備の都合によりやむを得ずこの場での配付、または差しかえとさせていただきます。

配付資料1、東京都障害者施策推進協議会委員名簿。配付資料2、東京都障害者施策推進協議会専門委員名簿。資料3、東京都障害者施策推進協議会書記名簿。資料4、東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画の策定に向けて(提言)【案】。資料4補足資料といたしまして、第6回専門部会資料提言案・前回(第5回)資料からの主な変更箇所。資料5-1、一般就労への移行に係る実績及び目標。資料5-2、福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標の考え方。資料5-3、労働施策との連携による「福祉施設における就労から一般就労への移行」(案)。資料5-4、東京都内の民間企業における雇用状況の推移。あと、委員提出資料をおつけしてございます。

なお、本専門部会は、資料、議事録とも原則公開とさせていただきます。本日は、一般の傍聴者の方もお見えになっておりますので、あらかじめご承知おきお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日は、協議会の提言案について審議予定となっております、その関連資料が提出されています。まず資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○小川課長 前回、第5回の部会におきまして、障害福祉部分に関する提言案の素案をお示ししましたが、今回の提言案は、障害福祉以外の分野について加筆し、また前回やこれまでの意見を踏まえて記載を追加するなどの変更を加えたものとなっております。

主な変更箇所には、下線を引いてございます。そのほかに、全体的に表現を見直した部分がありますが、大きく意味の変わっていないところは下線を省略しております。

また、変更箇所とその理由について、本日配付しました補足資料としてまとめましたが、これについては事前送付をできておりませんので、提言案に沿ってご説明しながら補足資料にまとめた内容にも触れていきたいと考えております。

専門部会の委員以外の委員の皆様は、今回からのご参加ですので前回資料からの変更箇所を中心とした説明が少しわかりにくいかと存じますが、意見交換については変更箇所だけでなく、提言案全体についてご意見をいただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、まず目次をごらんください。目次は3ページにわたりますが、2ページ目と3ページ目にこれまでお示ししていた項目と変更があった追加部分について下線を引いてございます。これにつきましては、各項目の中でご説明をしたいと思います。

続いて、1ページ目をごらんください。1ページと2ページは、「はじめに」で、内容には大きな変更はございません。

3ページからは、第1章、計画の基本的方向性として、三つの基本理念と五つの施策目標が書かれております。

4ページをごらんください。基本理念Ⅱは、現行の計画では障害者が当たり前で働ける社会の実現でございますが、これまでの本協議会で職場での理解や適切な支援の提供や、企業就労だけでなく多様な働き方への支援など、多くのご意見をいただいていたこと。

また、東京都における障害者の就労支援が進展してきていることなどを踏まえ、当たり前で働ける社会からさらに前進した表現とするため、障害者がいきいきと働ける社会の実現と改めさせていただきました。

説明内容には、適切な支援により障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会を目指すことを明記いたしました。

また、基本理念Ⅲの説明文については、前回いただいた修正意見が現行の計画のものよりも児童も含めた障害者の日常生活、教育、就労、社会参加などをより広く表現しているものであるため、修正意見をそのまま修正案として記載させていただきました。

その下に五つの施策目標が書かれていますが、施策目標Ⅲについては、基本理念の見直しに合わせて同様にいきいきと働ける社会の実現と改めさせていただきました。

続きまして、5ページ以降は、第2章 施策目標の実現に向けてで、第1章に掲げた施策目標の実現に向けた施策の方向性について記載しています。

第1節の第1の1、障害福祉サービス等の提供体制に係る基本的な考え方の一つ目の丸の点線に囲まれている部分は、国の基本指針で示しているサービスの提供体制確保の考え方です。

前回のご意見を踏まえまして、1の全国どこでも必要な訪問系サービスの保障の中に、

視覚障害者のサービスである同行援護が含まれていることを明確にするために、サービス名を明示いたしました。

また、三つ目の丸ですが、障害福祉計画に係る国の基本指針にPDCAサイクルが明記されたことと、計画期間中においても実態の把握、見直しが必要であるとのことをご意見を前回の部会でいただきましたので、新たに記載を追加いたしました。

その下、2は、サービス見込量について、6ページの3は、見込量の確保のための方策について、これまでご意見が多かったグループホームや通所施設、ショートステイ等の地域生活基盤の整備促進とそのための設置者負担への特別助成の継続や用地確保への支援の必要性等が記載してあります。

また、3の七つ目の丸、7ページの中では、二つ目の丸になりますが、ここは事前送付資料に記載がなく新たに追加した分ですので、読み上げさせていただきます。

「都内では整備に適した土地の確保が困難なために整備が進みにくい状況にもある一方で、都内の空き家は増加傾向にあり、既存建築物の有効活用が課題となっている。

グループホーム等の整備に当たっては、事業所や利用者の実態に応じてバリアフリー化を図りつつ、既存建築物も活用して整備を促進する必要がある。」

これは、これまでのグループホーム等の整備の促進に関する意見を踏まえて、今回記載を追加したものでございます。

次に、7ページは、相談支援体制等の整備について記載しています。

また、8ページは、障害者の虐待防止と権利擁護について記載していますが、前回、成年後見の適切な利用の促進についてご意見をいただきましたので、2の五つ目の丸、9ページ内では一番初めの丸の冒頭に、「障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組が求められている。」という文言を追加いたしました。

9ページの3は、障害福祉サービス等の質の確保・向上ですが、三つ目の丸ですが、指導検査について、最近の動向として平成25年4月に、一つの区市の区域内で事業を実施する社会福祉法人への指導検査権限が区市に移譲されていますので、その説明を追加し、区市町村の指導検査体制の強化や連携の推進などの取り組みがより必要になっている背景の説明といたしました。

10ページの4は、地域生活支援事業等についてですが、これまでの余暇活動の必要性に関する意見を踏まえ、地域活動支援センター機能強化事業や、日中一時支援事業についての記載を追加いたしました。

11ページの第3からは、地域移行等に関する成果目標と達成のための方策について書かれています。

1は、福祉施設入所者の地域生活への移行で、11ページにはこれまでの取り組みと成果目標について、さらに12ページは目標達成のための方策が記載してございますが、これまでお示ししてきた内容と大きな変更はございません。

13 ページは、入所施設の定員についてですが、これについても内容の変更はございません。

14 ページから 15 ページにかけて、精神障害者の地域生活への移行について記載されていますが、目標の考え方など、これまで検討してきた内容と大きな変更はありません。

16 ページの 3、一般住宅への移行支援は、障害福祉以外の分野を含む部分であるため、今回追加いたしました。グループホームだけでなく、一般住宅への移行等への支援の必要性や障害者が民間賃貸住宅に入居しにくい状況等についてのこれまでのご意見を踏まえて、記載内容の充実を図りました。

17 ページの地域生活支援拠点等の整備については、これまで検討してきた内容と変更はございません。

18 ページは、保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応として、特に保健・医療との連携が必要な障害の支援体制について記載しています。こちらも前回から大きな変更はございません。

一つ飛んで 20 ページの第 5、安全・安心の確保は、障害福祉分野以外の内容を含むところですので、今回新たに記載いたしました。

1 は、災害時における障害者支援について、これまでのご意見も踏まえて、要配慮者対策を中心に記載しています。

22 ページには、前回ご意見をいただいた人工呼吸器使用者への支援などについても記載いたしました。

22 ページの地域生活の安全・安心の確保は、改正障害者基本法を受けた国の障害者基本計画の新たな項目を踏まえて追加したものでございます。前回のご意見を踏まえ、交番等における障害者の心情に配慮した対応などについて記載するとともに、消費者保護についても国の障害者基本計画などを踏まえて、新たに記載をいたしました。

24 ページ、第 2 節、社会で生きる力を高める支援の充実は、主に障害児支援や特別支援教育についての内容でございます。

同じく 24 ページ、1、障害児支援に求められる役割の最後の丸ですが、前回、子ども・子育て支援施策を初めとした関連部門との連携が必要とのご意見をいただきましたので、記載を追加したものでございます。

25 ページの 4、障害児支援の見込量の確保のための方策の二つ目の丸は、児童発達支援センターの設置促進についてだけでなく、グループホーム等の地域生活基盤の整備と同様に設置促進のための特別助成の必要性について記載いたしました。

26 ページ、第 2、全ての学校における特別支援教育の充実と 27 ページ、第 3、職業的自立に向けた職業教育の充実は、教育に関する分野であり、障害福祉以外の分野として今回記載を追加してございます。

現行計画では、第 2、児童・生徒一人ひとりに応じた教育の推進として、その下に、

1、特別支援学校における個に応じた教育の充実。2、全ての学校で実施する特別支援教育の推進の二つの項目を設けていますが、項目を整理し、1、2に分けずに合わせて第2、全ての学校における特別支援教育の充実といたしました。

前回、特別支援学校以外に在籍する発達障害の児童・生徒への支援についてのご意見がありました。そのご意見も踏まえて記載をしています。

また、第2の六つ目と七つ目の丸、27ページ内と言うと一つ目と二つ目の丸は、事前送付資料から追加したものです。初めのほうは、「知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、教育環境の向上に取り組む必要がある。」となっており、これまでの特別支援学校の教室環境に関するご意見などを踏まえて記載を追加したものです。

また、続いての段落には、「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる、という生涯学習の理念は、障害者にとっても重要であるが、都立特別支援学校においては、障害者を対象として様々な公開講座を実施しており、障害者の生涯学習の場の一つとして、引き続き実施する必要がある。」と追加いたしました。

これは、障害者にとっての、生涯学習の必要性についての意見を踏まえて追加したものでございます。

27ページ、第3、職業的自立に向けた職業教育の充実では、前回の議題で取り上げた教育部門における職業教育の充実策などを踏まえた記載となっています。

第3の初めの段落が変更になっております。読み上げます。

「東京都では、知的障害特別支援学校高等部において、これまで知的障害が軽度の生徒を対象に専門的な職業教育を行う就業技術科を設置してきた。就業技術科では、生徒全員の企業就労に向けた教育を行うことにより、卒業生について、9割を超える企業就労率を実現するとともに、ハローワークや地域の関係機関と連携して職場定着等の支援にも取り組んできた。」

これは、職場定着支援についてご意見が多かったため、新たに地域の関係機関との連携した職場定着について触れさせていただいたものです。また、28ページの最後の丸にも同様の趣旨で、職場定着の文言を追加してございます。

次に、29ページですが、ここの第3節のタイトルについても、基本理念、施策目標の見直しを受けて、「いきいきと働ける」に変更しております。

一つ目の丸は、後ほどご説明しますが、これまで調査結果をお示しできていなかった就労移行等実態調査の結果がまとまりましたので、福祉施設から一般就労への移行の平成25年度実績1,355人を新たに追加いたしました。

また、二つ目の丸と四つ目の丸については、平成26年6月の障害者雇用状況の集計結果が発表されていますので、企業の実雇用率について最新の数値に更新しています。

30ページの2、3は、就労支援に関する成果目標とその達成のための方策について

です。

3 1 ページの（2）就労支援機関による支援の充実の三つ目の丸は、障害者の就労支援における医療機関等の連携が必要とのご意見を踏まえて追加したものです。

3 2 ページの（4）障害者の雇用促進に向けた企業への支援等は、障害福祉以外の分野を含む部分であり、今回追加いたしました。中小企業への障害者雇用促進のための支援などについて記載しております。

3 2 ページから 3 3 ページにかけては、福祉施設における工賃向上等について記載していますが、前回から大きな変更はございません。

3 4 ページ、第 4 節、バリアフリー社会の実現は、障害福祉以外の分野を含む部分として今回追加したものです。1 の障害者の社会参加の状況は、障害者の余暇活動や社会参加に関するこれまでのご意見等を踏まえて社会参加の必要性や現状について福祉保健基礎調査の結果などをもとに記載しています。

2 のユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりについて触れ、具体的には駅のバリアフリー化やホームドアの整備促進、都道等や建築物のバリアフリーなどについて記載するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、都が新設する施設の整備についても記載しています。

3 5 ページ、第 2、差別の解消と心のバリアフリーの推進では、3 6 ページの 1、障害者差別解消法等で、これまでのご意見や障害者差別解消法の内容を受けて合理的配慮や環境の整備について新たに記載しております。

また、東京都における職員採用や職場での配慮に関するこれまでのご意見を踏まえ、改正障害者雇用促進法と国の指針等に即した適切な対応が必要であるということに記載いたしております。

続く、2 の行政サービス等における配慮は、改正障害者基本法を受けた国の障害者基本計画を踏まえて、新たに追加した項目です。選挙等における配慮については、障害者基本法でも新たに規定されていることから、特に取り出して記載をしております。

また、これまでのご意見も踏まえて、その他の東京都の事務事業における合理的配慮の提供とバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上、職員の研修等の環境整備についても新たに記載しました。

3 7 ページの心のバリアフリーについては、これまでの部会での障害や障害者についての都民の理解促進に関するご意見を踏まえて記載を充実させました。

3 8 ページの 4、情報バリアフリーについても、これまでの障害特性に応じた情報保障や、行政情報等の提供についてのご意見を踏まえて記載を充実しています。

3 9 ページ、第 3、スポーツ・文化芸術活動の振興は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、障害者スポーツの振興や文化芸術活動の振興の必要性について記載を充実しております。

その中で、40ページの2の最初の丸は、事前送付資料には記載していなかったものです。読み上げます。「障害者の社会参加と交流を図るため、東京都においては、これまでも障害者総合美術展やふれあいコンサート、都内特別支援学校の総合文化祭などを実施し、障害者の芸術及び文化活動への参加を推進してきた。」

これは、教育や福祉の事業で取り組んでいる東京都の障害者のための文化芸術活動の推進の取り組みについて追記したものです。

42ページ、第5節、サービスを担う人材の養成・確保については、これまでお示してきた内容と大きな変更はありませんが、六つ目の丸で、福祉人材の養成について、ホームヘルパーとあわせてガイドヘルパーについても追記をいたしました。

44ページ「おわりに」は、部会長、副部会長の先生方のご意見もいただいて、権利条約批准など今回の検討の大きな背景について再度触れた上で、計画期間中も継続して今回議論してきた内容を評価・審議していく必要性について改めて述べています。

45ページ以降は、これまでの会議資料の主なものを附属資料として添付しています。

56ページの障害福祉サービスの実績については、今回、区市町村ヒアリングとあわせて実績の再確認を行ったため、訪問系サービスの数値が若干変動しております。

また、64ページから65ページの精神科入院医療の現状ですが、これまでお示していたものがデータに一部誤りがあったため改めさせていただきました。大変失礼をいたしました。

70ページ、71ページ、72ページは、就労に関する実績を直近の数値に更新いたしました。これについては、別の資料でご説明いたします。

資料4の補足資料といたしまして、前回の提言素案からの変更点と理由を当日配付資料としておつけしていますが、内容につきましては、これまでご説明した資料で申し上げたとおりでございます。

提言案のご説明は以上ですが、引き続きまして、資料5-1以降の就労支援関係の資料についてもあわせてご説明申し上げます。

資料5-1、一般就労への移行に係る実績及び目標。提言案の説明の中でも触れましたが、国の就労移行と実態調査の実施時期の遅れにより、これまで一般就労への移行に関する平成24年度、25年度実績をご報告しておりませんでした。このたび東京都の集計結果を取りまとめましたので、ご報告を申し上げます。

1の区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者数については、別途区市町村から報告を受けて既に報告してきましたが、平成25年度は26年度の目標値を上回る1,745人となっております。

2の福祉施設における就労から一般就労への移行者数が、今回、新たに集計したものです。平成24年度は1,070人、25年度は1,355人と26年度の目標値を大きく上回る実績となっております。

第4期計画の成果目標に係る国の指針は、平成24年度実績の2倍ですので、今回の

調査結果により1,070人の2倍の2,140人を29年度の目標として設定することとなります。

続いて、資料5-2をごらんください。福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標の考え方でございます。

資料5-2は、就労支援について検討したときにお示しした資料ですが、今回の調査結果を受けて未確定だった部分を記載したものです。

下の表の①、②は、ただいまご説明した数値が入っております。一番下の③の就労支援事業所の就労移行率に関する目標ですが、国の基本指針どおりの就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割とすることとしています。

今回の調査結果では、就労移行率3割以上の事業所の割合が平成24年度実績で41.3%、25年度実績で44.1%という結果になっており、これを29年度は50%以上とすることが目標となります。

続きまして、資料5-3をごらんください。労働施策との連携による「福祉施設における就労から一般就労への移行」です。

障害福祉計画に関する国の基本指針では、就労支援について障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、この表に掲げる労働施策関連の事業について指標を設けて取り組むこととしております。

このたび、福祉施設から一般就労への移行者数の目標が定まった——これが2,140人になります——ことにより、これを達成するために各部門においてどのような指標を設けるか関連部署とともに検討してまいりましたが、その結果として策定した指標が5-3に記載されています。一番右の欄が、第4期計画に向けた指標となります。

就労支援を検討した会の専門部会におきまして、東京ジョブコーチについても指標に加えるべきというご意見をいただいたことを受けて、その取り扱いについても検討してきました。

東京都全体のジョブコーチ支援の実態を把握するためには、国制度のジョブコーチに加え、東京ジョブコーチの活動も含めて評価する必要があると考え、新たに就労移行等実態調査において、東京ジョブコーチを利用して一般就労に移行したものについても実績を把握することとし、次期計画から指標に含む取り扱いとしました。

なお、上から3段目の障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講ですが、今回、指標を検討するに当たり、平成24年度、25年実績を精査し直したため、2カ年とも7月の総会でお示しした実績とは異なる数字となっておりますことを申し添えたいと思います。

資料5-4、東京都内の民間企業における雇用状況の推移でございます。この資料については、既に就労支援の会で平成25年の数値についてお示ししてきたところですが、このたび平成26年の実雇用率等が発表されたので、データを更新いたしました。

今回の提言案本文にも、新しい数値を記載しておりますので、改めて資料としてお示

ししたものでございます。

事務局からの説明は以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

委員からも資料が提出されていますので、説明をお願いいたします。

小倉委員と笹川委員からの委員提出資料を見ていただきたいと思います。

それでは、まず、小倉委員からよろしくをお願いいたします。

○小倉委員 東京都医学総合研究所の小倉です。資料を提出させていただきました。

タイトルですけれども、人工呼吸器装着等医療の必要度の高い在宅難病・重症心身障害児（者）の「療養通所介護事業所」における通所およびショートステイサービス利用のニーズと成果、東京における提供体制整備の必要性ということで挙げさせていただきました。

人工呼吸器を装着しての在宅難病児（者）の皆様方は、そこに書かせていただきましたけれども、医療ニーズが高いことによって、そのケア提供、また生活面での日常生活活動の障害も非常に重度でいらっしゃるということから、非常に多くの看護量及び介護の量を必要とされています。それによって、在宅の生活の中で一緒に生活なさっていらっしゃるご家族の介護の負担も大きいという現状を、まず指し示させていただきました。

これに対して、実際、量の多い看護、それから介護のケアを提供するに当たって、通所によって長時間ある時間にわたってご様子を見させていただき医療の対応をすること、また生活支援を行うということで、まず介護保険のほうで平成18年から療養通所介護事業所というものが創設されております。

これは、実際、常時看護の観察等が必要な方に、重症な方が通所されるというものですけれども、そこで日中等過ごしていただきまして、お体の安定に寄与するような事柄、それから実際にそこに通所されるということで、社会参加等の機会にもなりますこと、あと、加えてご家族にとってはレスパイトの機会になるものですが、そのような事業が創設されております。

加えて、平成24年からは、この事業所におきましての児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく重症心身障害児（者）の方への事業も提供することができるように、制度上はなっております。これが残念なことに、全国でもやっと89カ所程度ということで、東京でも介護保険の事業所としてもできては潰れてしまい、できては潰れてしまいということが繰り返されています。

ちょっとこの背景については、先ほども実はご質問をいただいたんですけども、十分分析はできておりません。ですので、逆に東京等の行政の皆様にご協力をいただきたいと思いますところがございます。

実際、そういったところでなんですけれども、他府県におきましては、一部公設民営等の形で事業所数がたくさんふえているところがありまして、介護保険の対象の方、加えてまして障害者総合支援法、児童福祉法の対象の方が通所をされているという現状があり

ます。

やはり、そこでは入院が必要なお体の状態の悪化を早期発見することですとか、また病状の安定のための医療ケアを提供するというふうなこと、加えて今、制度上はどちらの制度からも体制がつくられておりませんが、日ごろ通いなれている生活の場である通所の場で、必要なときに泊まりをするということ、自費対応等で提供しているところがありまして、それは非常に医療機関等での入院というものとは大きく質が違いまして、安全・安心なショートステイとして成果を上げているという現状が、モデル事業等で出されてきております。

今回の計画策定に関しましては、非常に医療ニーズが高いというところで、訪問看護ステーション等と連動する形での、こういった療養通所介護事業所というものの通所等のサービスの充足についてもご配慮いただきたいというところで、今日いただいたいろんな資料の中にも考慮していただいたもののデータを出していただけるかと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。

とても重要な、いろんな制度をきちっと利用していくと。特に障害の重い方々の今後の施策のあり方ということで、参考にしていきたいと思えます。

それでは、次に、笹川委員から、お願いします。

○笹川委員 意見書にも書いてありますとおり、これまでいろいろ提案したもの、それから今回改めてまた書き直したものがございます。

5、6分ですということですので、とてもこれだけのものを述べられませんので、この意見書に対する当局のご見解を聞かせていただきたい。よろしくをお願いします。

○松矢部会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○小川課長 笹川委員から多数のご意見を頂戴しております。まことにありがとうございました。

直接、笹川委員のお考えの部分と、マッチしているかどうかというのはわからないんですけども、提言案の中で、ここはこういう趣旨を酌んでいるのではないかというふうに考えられる部分につきまして、若干入っておるところがございますので、当該箇所についてちょっとご指摘をさせていただきたいと思えます。

笹川委員には、大変恐縮なんですけど、ページ数が点字版のものとは違いますので、私のほうで読み上げをするということでの対応にさせていただきたいと思えます。

まず、1番目は、同行援護従事者の養成という部分につきましてのご質問というか、ご意見でございます。これにつきましては、本編の資料で42ページですね。サービスを担う人材の養成確保という部分の中で、読み上げます。「サービスの直接の担い手であるホームヘルパーやガイドヘルパー等の福祉人材については、今後のサービス需要に的確に対応できるよう、着実な養成を図る必要がある。」という形でお示しをさせてい

いただきました。

二つ目の自営業についてのご意見でございますけれども、あんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、いわゆる三療師が視覚障害の方にとって、就労において歴史的にも現在においても、重要な位置づけがあるというふうなことは、我々も認識をしております。

都のほうでは、三療師の資格養成事業というのを昭和の時代から長らくずっと続けてきておりまして、有資格者の養成というものは進めてきたところでございます。

資格をとった以降に開業されるのか、あるいは雇用されていくのかというところにつきましては、ご本人のご選択になる部分があると思っておりますけれども、開業個人事業主として自立されるという選択をした場合には、福祉の施策ではなくて、中小企業支援の一般施策といたしまして、創業支援であるとか、経営支援あるいは融資制度であるとかというものをご利用いただくことで、対応していく必要があるのかなというふうには思っております。

続きまして、工賃の向上と優先調達法についての部分でございますが、こちらは33ページになります。上から三つ目の丸のところ、読み上げます。「東京都は、福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設に経営努力を促すとともに、関係機関や区市町村等と連携して、工賃水準の向上を目指すべきである。」

また、一番下の丸におきまして、「東京都も自ら、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する必要がある。」と記載させていただきました。

その次、都政情報の提供についてのご意見の部分についてでございます。こちらは、37ページになります。一番上の丸のところ、「特に、障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等において適切な配慮が必要である。」

その下の丸、「東京都選挙管理委員会においては、政見放送への手話通訳の付与、選挙のお知らせ点字版・音声版の配布、インターネットを通じた候補者情報の提供、投票所入場整理券や投票箱への点字表記等を行っており、関係法令の改正を踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に引き続き努める必要がある。」

また、三つ下の丸でございます。読み上げます。「その他、東京都が行うあらゆる分野において事務・事業で、合理的配慮が適切に提供されるよう、バリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、職員に対する研修等、環境の整備を着実に進めることが必要である。」と記載させていただきました。

同じく都政情報のところで、39ページ上から一つ目の丸の部分におきまして、「行政情報をはじめ情報の提供に当たっては、それぞれの障害特性等を踏まえた配慮が必要である。また、情報の内容を理解することが困難な人に対しては、必要な情報を分かりやすいかたちで提供するなどの対応を図ることが求められる。」といたしました。

次に、選挙における配慮の部分でございます。こちらは、先に読んでしまっただけで済みませんでした。先ほど申し上げた部分です。

続いて、職員採用についての部分でございます。36ページの差別解消法の上から四つ目の丸の部分になります。「また、障害者雇用促進法の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められ、各々の民間の事業主等は、国の指針等を踏まえて対応することとされた。このうち、募集及び採用時や職場における合理的配慮の提供義務に係る規定については地方公務員に対しても適用されるため、民間の事業主とともに東京都においても適切な対応が求められる。」とさせていただきます。

続いて、交通機関、建物についてのバリアフリーについてのご意見です。35ページになります。上から5個目の丸で、「障害者、高齢者を含めたすべての人の安全で円滑な移動を促進するため、鉄道駅において、エレベーター等による段差解消等のバリアフリー化や、視覚障害者等の転落を防止するための設備としても非常に効果の高いホームドアの整備を促進するとともに、駅と生活関連施設を結ぶ都道等において、歩道の段差解消、こう配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を引き続き進めていく必要がある。」と記載させていただきました。

次に、心のバリアフリーの解消についてのご意見の部分です。こちらは、38ページ、上から三つ目の丸です。読み上げます。「将来の地域社会における福祉のまちづくりの担い手である児童や生徒が、様々な人々の多様性を理解し、思いやりの心を育ていけるよう、総合的な学習の時間などを活用し、体験活動等を通じて障害者等の価値観や体験を共有するユニバーサルデザイン教育推進について、区市町村の取組を促進し、思いやりの心の醸成を図る必要がある。」と書かせていただきました。

次に、パラリンピック選手育成に関するご意見です。こちらは、40ページの上から三つ目の丸です。読み上げます。「加えて、パラリンピック等の国際大会で活躍する東京ゆかりのアスリートの輩出を目指し、競技力向上に取り組む必要がある。」とさせていただきます。

次に、都が設置するスポーツ施設についてですけれども、35ページ、一番下の丸になります。「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて東京都が新設する恒久施設について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を行い、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整えるべきである。」とさせていただきます。

以上でございます。

○松矢部会長 よろしいでしょうか。

○笹川委員 発言させていただいていいですか。

ご回答の中で、ガイドヘルパーという部分が最後のほうでありましたね、記載。同行援護の場合は、同行援護従事者というのが正式なんですけれども、単なるガイドヘルパーではいろいろと問題があるから、あえて従事者の研修というものをに入れてほしいとい

うことを提案しました。

今、同行援護従事者の研修は、東京都がやっているんですか、それとも民間でやっているんですか。民間でやっている場合を見ますと、研修費が3万5,000円から4万5,000円という自己負担になっています。そうなりますと、なかなかそれだけのお金を払って同行援護従事者になるという人はいないんです。

ですから、ただ単に書きあらわしたというだけで、それで片づく問題ではありませんし、本質的にガイドヘルパーと同行援護従事者とは異なりますから、単純にそう書かれてもちょっと我々としては納得がいかない。

それから、自営業の問題ですけれども、これは視覚障害者だけではないと思います。重度の障害者で一般就労できない人たちは、やはり自営業を業とするわけですから、そういうものに対して東京都がどう対応するか、この辺が問題だと思います。

先ほど、融資の話がありましたけれども、生活資金で貸付はあります。ですけれども、とても開業するだけの資金にはならない。

先ほど述べられた金融機関から融資を受ける場合に、必ず問題になるのは保証人の問題です。なかなか、やはり単純に引き受けてくれる方がいない。ですから、金融機関からの融資はなかなか受けられない。そういう事情があります。ですから、何らかの方策を講じていただきたいということです。

時間がないので、簡単に申し上げますが、東京都の発行物の事例をそこに出しました。今、東京都がどれだけの分量のものを出しておられるか、それに比べてこれでもいいのかですね。

障害の特性に応じて、資料を作成、配布している、情報提供していると言うけども、視覚障害者の場合、これだけでいいんですかね。私はそこに問題があると思うんです。圧倒的に、物量的な不足をしている、それをどう今回の計画で改善していくかというのがポイントだと思うんです。

それから、選挙の問題もお答えいただきましたけども、これはちょっともう少し選挙管理委員会と調整をしていただきたいんですけれども、残念ながら選挙公報を希望する者の全ての人のところへ行っていません。どういう形で配布されているのか全然わかりませんが、行ってない、そういう中で選挙をするという現状です。

これはもう選挙管理委員会に根本的に見直していただいて、選挙ごとに必要とする人の手元に必ず送るような、そういう方式をとっていただかないと、選挙権を行使することはできません。

先般の総選挙の場合でもそうです。これも事例を出しておりますから、ごらんになればわかると思います。

一々言っていたら切りがありませんけれども、最後に、差別解消法、そういうことであれば、次回から活字出題に対応できるものという部分はカットされるんでしょうか。この点、一つ明確にお願いします。

○小川課長 提言の中では、ご意見を踏まえまして、今後ともそういうものについて対応していく必要があるというふうな形での記載とさせていただきます。

今後は、それぞれの部署との間で、例えば、差別解消法にどのように対応していくのかというのは調整していく必要があるんだろうというふうに認識しております。

○笹川委員 改善されるということで受け取っていいんでしょうか。

○小川課長 この場ではっきりとちょっと申し上げることはできませんけれども、差別解消法というものが今後施行されていくという前提を踏まえて、対応を図っていきたいというふうに考えております。

○笹川委員 ありがとうございます。

○松矢部会長 今回の特徴は、前回の意見も入れてきちっと点検評価を1年ごとに入れようではないかということが入っております。ですから、この会議は言いつ放しじゃなくて、専門部会が動いていくということでありまして。きっとそういう中で、東京都の施策も細かく点検していくことができるのではないかと、今回は一歩先にそういう意味では入ったというふうに私は理解しております。

それでは、時間が大分経過しましたので、次に進ませていただきます。

これからの審議に先立って、これまでの専門部会の討議の経過を振り返っておきたいと思っております。参考資料の48ページに一応、一覧表になっておりますので、ごらんになっていただくとよろしいかと思っております。

7月の第1回専門部会では、地域におけるサービス等提供体制について、8月の第2回専門部会では、地域生活移行の取組状況。障害児支援について審議し、また、就労支援についても一部取り上げました。9月の第3回専門部会では、就労支援を議題としました。11月の第4回では、東京都において障害福祉計画について区市町村と意見交換や調整を進める必要があるため、それまでの議論のうち、障害福祉分野の主に成果目標に係る部分について市町村に示す基本的考え方（案）として取りまとめました。また、前回12月第5回では、基本的考え方にこれまでの意見等も踏まえまして、障害福祉部分の提言素案を審議するとともに、東京都の保健医療施策、子ども・子育て施策、教育・福祉のまちづくり、防災など、障害福祉以外の分野についても取り上げました。

これまでの各会を通じまして、委員の皆様の書面での提出を求めて、東京都の障害施策に関するさまざまな分野にわたって大変重要なご意見をいただいております。こういったものを、ご意見をなるべく踏まえまして、今回の素案となっております。

先ほど、事務局のほうからもありましたけれども、第6回専門部会資料、提言案、前回資料からの主な変更箇所というような一覧もついておまして、それぞれの皆様から出てきた意見をこういう形で組み込んだということで、変更の箇所もあわせて見ていただけるといいかと存じます。

こういう経過で、このきょうの素案づくりまで参りました。全体の皆様方のご意見を盛り込もうということで、1月13日に座長、2名の副座長と事務局が一緒になりました。

て、最終的な意見の取りまとめを行い、今日の案の提出になっております。

こういうことで、経過の説明でございますけれども、次、意見交換でございますが、この審議の流れに沿いまして、全体を幾つかに区切りながら、一通り議論していきたいと思っております。

それですね、まず最初に区切って、20分ぐらいずつ進みたいと思いますが、最初に、はじめにと、第1章計画の基本的方向性、第2章、第1節地域における自立生活を支える仕組みづくりまで、提言のページ数でいきますと、23ページまでの範囲で、ご意見がありましたらどうぞお願いいたします。

ここで重要なのは、先ほど申しましたように5ページにですね、成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら分析評価を行い、本協議会に報告するとともに、必要があると認めるときは、福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じるということで、この提言のその議論の積み上げを、やはりきちっとこの計画案としてまとめられたものを、1年ごとにきちっと評価していこうということで、意見の出しっ放しでなくて、点検し、進めていこうということを、ここでは、今回の計画案の重要な点だと思っておりますので触れておきたいと思えます。

どうぞご意見がありましたら。

それでは、柴田委員。

3分ぐらいでお願いします。

○柴田委員 今までいろいろ発言してきたことを、細かく入れていただいてありがとうございます。その中でですね、18ページ第4のところの表題で、保健・医療・福祉等の連携によるとあります。発達障害、知的障害関係は、教育との連携が非常に重要であります。教育と福祉の連携が非常に取りにくいということがあります。

現在、東京都発達障害者支援センターは、発達障害者支援の各市区町村での取り組みを促進するために、市区町村調査を実施しているところですが、各市区町村でよく聞くことは、福祉サイドから教育サイドへの連携が非常に取りにくいということです。そのため、福祉サイドと教育サイドの連携ということ、この表題に入れていただきたいと思えます。また、19ページの発達障害児（者）の第2番目の丸のところですね、乳幼児期の取り組み、その次に、成人期の取り組みがありますが、その中間に学齢期の取り組みと、教育機関との連携を図るということ、加えていただきたいと思えます。

それから、20ページの終わりから災害時の問題を入れていただいてありがとうございます。その中で、要配慮者のところでもありますけれども、区市町村によっては、重度の人、知的障害で言いますと愛の手帳1度、2度の人だけを対象とするという傾向が強く見られますが、障害が軽くても災害のときには非常に大きな困難に直面いたしますので、要援護者の範囲について広く対応するというようなことを、入れていただきたいと思えます。

以上2点です。よろしく申し上げます。

○松矢部会長 ありがとうございます。それでは佐田委員、どうぞ。

○佐田委員 障都連の佐田です。一つは、4ページの基本理念のところがちよっと読み取りづらいなということで、もう少しわかりやすい表現にしたほうがいいのではないかと。特に、基本理念の3のところなんですけど、障害のある人とない人がずっと続いているんですけど、主語とそれから何をやるのかっていうのが、どうもちよっとつながらないんじゃないかと、例えば障害のある人が、適切な支援を受けながら、障害のない人と学校・職場・地域の中で交流を図り、ともに育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことのできる共生社会の実現を目指すぐらいにすると、私たちもわかりやすいかなという感じがします。なので、検討してもらえればと思います。

それから、あと21ページの災害時のところなんですけど、21ページの丸の5番目のところの要配慮者に対してのところなんですけど、3行目あたりのところに、障害特性等に応じた情報提供手段の整備などというのが入っているんですけど、むしろここは、障害の特性に応じた、特に生活等に対する対応の方法などという書きっぷりにしたほうがいいのではないかと。

もう一つですね、その中で備蓄品の共通化。いわゆるいろいろと、多分これから考えていかなきゃいけないところがあると思うんですけど、そういうのもちよっと入れていただくと、もう少しわかりやすいあれになるかなというのと。その下のところなんですけど、二次避難所のところなんですけど、障害者施設を含む社会福祉施設等の耐震診断・耐震改修のところなんですけど、ここも積極的な表現として、例えば二次避難所としての役割を果たすことも視野に入れたというようにお願いします。

以上です。

○松矢部会長 それでは。

○坂本委員 東京難病団体連絡協議会の坂本です。

○松矢部会長 はい、坂本さんどうぞ。

○坂本委員 災害の問題で、20ページ、安全・安心の確保の、災害時における障害者支援のところ、21ページ目に二次避難所等の問題について書いてあります。こちらの記載ですが、(別綴じの)「これまでの参考資料(抜粋)」という資料がありまして、その「平成25年度東京都福祉保健基礎調査」のところの資料をちょっと見ていただければいいでしょうか。こちらの調査結果のところ、(震災時に、不安を感じることは何か)という問いに対して、身体障害者や知的障害者は、「適切に行動(避難や広域避難場所への移動等ができるか)」と答えた割合が最も高く、精神障害者と難病患者は、「避難所等に必要な設備、食料、医薬品等があるか」と答えた割合が最も高かったという結果が、アンケートには出ています。このアンケート結果をきちんと、この中(災害時における障害者支援)に反映していただけないでしょうかということなんです。

東日本大震災のときもやはり問題になったのは、障害者の中でも医療を必要とする方

の支援の問題についてです。主治医との連絡が取れなかったという問題が非常に大きかった。交通が遮断されているということや、ガソリンが足りなかったという問題もあり、そのような問題が出ましたが、それは結局は、薬の備蓄の問題かなと思います。透析患者は、やはり透析ができなくなるという問題が当然あります。また、ステロイドやインシュリンを使用している患者さんもいますので、そのような患者さんの医薬品の備蓄問題についても、この避難所で対応できるのかどうかという問題についても、このアンケートに沿ったような中身で記載をお願いしたいと思います。

以上です。

○松矢部会長 それでは、斉藤さん。

○斉藤委員 東京都精神障害者団体連合会、都精連の斉藤です。坂本委員に対する補足とさせていただきますいんですけれども、私たち精神障害者は、お薬が非常に大事です。毎日お薬を飲んでいる、精神障害者はお薬を飲んでいる人がほとんどです。たまには、まれに飲んでない人もいますんですけれども、ほとんどの人が毎日お薬を必要としています。

それで、大震災があったときなどに、お薬は飲まないという時期が続いてしまうと状態が悪化してしまいます。それで、もしも大震災とかなければいいんですけれども、もしもまた大震災に備えてですね、お薬手帳で、処方箋などがなくても、お薬手帳があればお薬をもらえるような、そういうふうにしていただいて、そして、お薬がすぐ手に入るような状況をつくってほしいと思います。

以上です。

○松矢部会長 それでは、どうぞ、中西さん。

○中西委員 中西です。7ページの相談支援体制の整備のところ、文脈でいうと、障害者プランでニーズが起こってきて、それで相談事業を整備していかなきゃいけないということになっているわけですが、三つ目の○です、やはりこの地域移行・定着支援というのは、短期的な制度であるので、一生涯にわたって相談が、支援が必要な人が、今、地域で多くなってきたのを踏まえて、この体制の整備とともに、この三つ目の○の関係機関へのフィードバック等のあたりに、地域での継続的な生活を支援するような、体制整備をする必要があるという、最後につなげてもらえればいいかなというふうに思います。

前回出れなかったんで、ここのところ、ちょっと見落としてました。よろしくお願ひします。

○松矢部会長 ほかに。矢野委員どうぞ。

○矢野委員 知的障害者育成会の矢野です。ページ数でいいますと23ページです。地域生活の安心の確保ということで、消費者被害、消費者教育について入れていただいております。ここで特別支援学校等からの要請に応じてと書いてあるんですけれども、特別支援学校だけではなく、相談支援事業者とか就労継続事業者、就労移行事業者などの福祉機関を入れていただきたいと思います。お願ひしております。

ここにも書いてありますが、消費者被害がいろいろな形で出てきておりますし、携帯電話などを通しての被害も大変多くなっていると聞いております。知的障害のある人も被害に遭いやすいと聞いております。

本人たちがそういうことをきちんと学んでいくことが大事かと思います。また、被害に遭いそうになったときや、声をかけられそうになったときに断る勇気。そういうことを学んだり、また被害に遭ったかなと思ったときに、身近な人に相談ができる。そういう本人たちのエンパワーメントが必要だと思いますので、ここに特別支援学校等とは書いてございまして、等に入っているんだとは思いますが、福祉機関を入れていただきたいと思っております。ぜひ消費者センターと連携を取りながら、このところ、もう少し加えていただければと思います。

以上です。

○松矢部会長 そのほかにどうでしょうか。そろそろ時間が来ているので。

じゃあ橋本さんどうぞ。

橋本さんと、それから安部井委員。じゃあ、どうぞ。

○橋本委員 東京都育成会のゆうあい会の橋本です。

前日もお話しさせていただいたんですけども、今回も資料の上で、サービス提供の現状ということで、ここに載ってはいるんですけど、ほかの資料は数値とか何か挙がってきてはいるんですけども、そのサービス提供がどういうふうに出されて使われているのかということについては、文章だけの話になってしまうと。そこに本人たち、またその地域で、またそのサービスを使いながら生活、仕事をしているという現実もあるので、その資料の出し方もちょっとお考えいただきたいな。そういう現実もあっていいのかなというふうに、サービス提供の、もとはまだ就労のお話とかもあるんですけども、まず一つずつやらなくてはいけないのかなというふうに思っていますので、まずは、前回お話を申し上げたように、サービス提供の現状の、数字ではなくてやっぱりその人たちの言葉で、もし出せたらというふうに思いますので、よろしく願います。

○松矢部会長 わかりました。わかりやすい情報提供ですね。現状等も含めて。

はい、安部井さんどうぞ。

○安部井委員 今回、安全・安心の観点から、新たに在宅人工呼吸器使用者について、記載していただきましてありがとうございます。

都として、実質支援は、区市町村がその申請の窓口となると思いますけれども、その実質支援を行うもとなるものが、現状ではその障害種別によって異なるというようなことがありますので、在宅人工呼吸器使用者という視点から、ご支援していただけるように、切に願っております。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。それでは、次の章に移りたいと思います。第2節の。はい。

- 佐田委員 すみません。ちょっと一個だけよろしいですか。
- 松矢部会長 はい。
- 佐田委員 障都連の佐田です。もう一回4ページのですね、基本理念の2のところなんです、これちょっとさっき言おうとしました。文言の中の2行目の適切な支援の後のところなんです、これ提供という言葉遣いでいいのかなのかと、ちょっと気になるところがあるので。むしろ主題としては、やっぱり受けるとか、当然受けられるということなので、提供っていうと何か。
- 柴田委員 「支援を受けることにより」とすれば…。
- 松矢部会長 理念の2。
- 佐田委員 そうですね理念の2です。
- 松矢部会長 適切な支援を。
- 柴田委員 「受けることにより」にしたほうが。
- 佐田委員 そうですね、それの方が多分、表現としてはいいかなって感じがします。以上です。
- 松矢部会長 はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。
柴田さん、簡単にここっていう形で。
- 柴田委員 一つ忘れておりました。21ページの災害のところ、バリアフリー化と書いてありますが、特に自閉症関係の人は、こういう災害のときにクールダウンできる空間が非常に重要でありまして、バリアフリーの中にはクールダウンの概念は、多分、入っていないと思いますので、また避難所等でも非常に大事な視点ですので、加えていただきたいと思います。
- 松矢部会長 わかりました。それでは、次に移らせていただきます。第2節社会で生きる力を高める支援の充実と、第3節いきいきと働ける社会の実現。24ページから33ページまで、よろしくお願ひします。
これからは、文章で挙げていただくという時間がないので、今、皆様ご指摘のように、ここをこんなふうにして形でご指摘していただくと、非常にありがたいと思います。
どうぞ、次の24ページから33ページのところでいかがでしょうか。
佐田委員と柴田委員、どうぞ。
- 佐田委員 障都連の佐田です。27ページの最初の丸ポツのところ、知的障害特別支援学校の在籍者の増加のところなんです、多分、今の現状を見て、入れていただいたんじゃないかと私は思っているんですが。ただ書き方として、規模と配置の適正化を推進するとともにというのは、今のよう状況では現実的にはないと思います。私の計算したところだと、2014年度では750教室ほど教室が不足しているという状況ですので、早急にぐらひは、入れていただけるといいかなと思いますので、検討してください。
- 松矢部会長 はい。私も都の育成会の新年の挨拶でも書いたんですけど、急いでほしいですね。

はい。柴田委員どうぞ。

○柴田委員 26ページの、全ての学校における特別支援教育の充実のところで、発達障害について、詳しく論及していただき、ありがとうございます。先ほど言いましたように、学校教育における取り組みと、その児童の生活場面での支援の連携が図りにくいという問題がありますので、学校教育、教育委員会サイドから、児童の生活場面での支援との連携ということを視点として、入れていただきたいと思います。

○松矢部会長 ほかにどうでしょうか。ここは就労も入っているわけですが。

安部井委員どうぞ。

○安部井委員 すみません。27ページの二つ目の○になりますけれども、生涯学習という視点でお書きいただきまして、ありがとうございます。生涯学習の場を学校教育の中で、引き続き実施する必要があるというふうに書かれておりますが、非常に障害の重い者にとっては、特別支援学校のその場に行くということが、大変難しくなっておりますので、特別支援学校においても引き続き実施していただきたいんですけど、できましたらそうじゃない障害のもっと重い者に対しての講座というか、実際に参加できるようなものも考えていただきたい、充実していただきたいと願っています。

以上です。

○松矢部会長 どうでしょうか。雇用・就労関係はいかがでしょうか。なければまた後で戻るということで先に進みましょうか。はい、ありがとうございます。

それでは次に、第4節バリアフリー社会の実現と、サービスを担う人材の養成・確保、おわりにのところです。34ページから44ページまでのところではいかがでしょうか。はい、どうぞ、越智委員どうぞ。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。今回はソフト面や情報バリアフリーについて載せていただきまして、私たちとしては非常にいいと思っております。そして、今後は具体的な肉づけということで、専門機関とか当事者の声を聞きながら進めていただければと思います。

ただ、一カ所誤解をされる場所がありますので、修正していただきたいです。もう一カ所はつけ加えてほしい場所がありますので、意見を申し上げます。

39ページのバリアフリーの4の、バリアフリーの最後のところになります。また、日本の手話や外国の手話の普及促進とありますが、このあたりでちょっと、我々としたしましては、外国の手話の普及促進というのは、ちょっと問題があるかなと思います。日本の手話の普及促進はやっていただきたいですが、外国の手話の普及促進となりますと、日本の手話と混乱が生じると思われまいます。そのため、どうかと思います。

ただ、外国の聴覚障害者への対応は必要ですね。これまで我々が考えてきたのは、今、日本の手話ができる人を対象に、外国の手話も学んで、案内、ガイドなどをやったり、外国の手話通訳、外国の障害者の通訳をやるといったことの要請は考えてきましたが、外国の手話の普及というのは、ちょっとふさわしくないのではないか。むしろ、手話と

いうより、例えば、ジェスチャーなどのコミュニケーションができる方法を考えたほうが、適切かと思われます。

続きまして、外国の手話の場所を後回しにさせていただいて、手話の普及促進やというところで、最後に外国の聴覚障害者への対応も検討します、すべきというふうに、変えてみてはいかがかと思ひます。

○松矢部会長 そうですね。ちょっと外国人の場合に、全部、点字、手話がかかってくるような感じがするんですね。整理をしたほうがよろしいと。はい、わかりました。

○越智委員 次に、40ページのほうになります。上から3番目のところに、パラリンピック等。等の中には含まれているとは思ひんですが、我々にとってはパラリンピックには参加できないです。デフリンピックというものに限られます。また、スペシャルオリンピピックというものもありますよね。そういうことをきちっと、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピピックというふうに整理して、書いていただいたほうがいいかと思ひます。

○松矢部会長 等じゃだめですか。はい、検討させていただきます。

はい、中西さんどうぞ。中西委員どうぞ。

○中西委員 34ページのバリアフリーのですね、二つ目の○のところで、基礎調査ではこのようにコンサート、映画とか、利用できないと言ってるんですけども、実際に障害者座席の数が、極端に観客数に対して少ないんですね、日本は。普通5%ぐらいつくらなきゃならないのが1%に満たないと。今度のパラリンピックでも、1%できるかどうか。

従来であれば、欧米では800席とか1,200席とかいう座席数をやるわけですけども、映画館においても、コンサート、観劇場、東京都の施設においてもそんな状態です。こここの数字の後に、対応として障害者座席の十分な確保とか、アイサイトの確保、座席に座っても観客が立ち上がると見えなくなるというふうなことで、そういうアイサイトの確保というのも、今、重要な課題で。これはパラリンピックにおいてもあるんで、二つ目の○のあたりにきちんと入れておけばいいのかなというふうに思ひます。

よろしくお願ひします。

○松矢部会長 はい、柴田委員どうぞ。

○柴田委員 34ページのユニバーサルデザインのところの、バリアフリーの問題ですが、先ほど避難所のことで言ひましたが、一般的に公共施設において、バリアフリーと同時にクールダウンするスペース、休養室を設けていただきたいと思ひます。

特に、重度の自閉症の人で、一旦集団から離れて、息をつく必要があるという場面がしばしばあります。これはパラリンピックのハード面の中でも、十分考慮していただきたいと思ひます。それから37ページ……。

○松矢部会長 今のところは、まるでいくと。

- 柴田委員 今のところですか。今のところは35ページ。
- 松矢部会長 クールダウンの。35ページの何番目。
- 柴田委員 バリアフリーというところに、一緒に入れてもらえればというふうに思いますけれども。

○松矢部会長 どこかに。はい。

- 柴田委員 それから、37ページの上から四つ目ですが、代理投票の実施はかなりふえてきております。12月の総選挙の時に、港区で、自閉症の人が投票できないという事態が発生しました。それは担当者が選挙公報紙を使って支援するという方法を知らず、ご家族もそのことがわかりませんでしたので、結局、投票方法が見つからないということで、投票できずに帰されてしまったという事態がありました。

公報紙を使って候補者を指さすという方法は、比較的重度の知的障害とか自閉症の人にとって意思表示をしやすい方法なのです。けれども、公報紙は投票所に持ち込んではならないというふうに一般的になっています。投票所で、選挙公報紙のある特定の候補のところだけ見せびらかすようにして入って来る人がいるので、広報紙は持ち込み禁止というふうになっているところが多いんですね。

そのことと、代理投票のときに、パーテーションでちょっと囲って、選挙公報紙を見せて、どれかで選んでもらうというのは別のことです。その選挙公報紙を使って、指さし投票するというのは、代理投票ではやりやすい方法ですので、そのことを加えていただければと思います。

代理投票の適切な実施の前に、公報紙の活用などという形で入れてもらえればと思います。よろしくお願いします。

- 松矢部会長 選挙管理委員会はよくわかる必要があるんだよね。そういうことをよく知っている必要があるんだよね。選挙管理委員会がね。

はい。わかりました。

- 柴田委員 そうですね、はい。

- 松矢部会長 わかりました。ほかにどうでしょうか。

はい、笹川委員どうぞ。

- 笹川委員 先ほども申しあげましたけども、その情報バリアの問題ですけど、先ほどその資料に出した程度しか、今、出てないんですね。障害の特性に応じて、点字・音声等たくさん出ているような書きっぷりになってるんですけども、実際はそれぐらいしか出てない。ですから、点字にしる音声にしる、その量の問題をもう少し具体的に書いてもらわないと、一般の人が見たときに、東京都は点字も音声も出しているんだなというふうに捉えがちですから、その辺ちょっと工夫していただきたいと思います。

それから、パラリンピック関係ですけども、施設整備の問題はどこでやるんでしょうか。ここでやるんでしょうか。その検討する委員会なり、どういう形で検討をされるのか、その辺聞かせてください。

- 松矢部会長 これは、事務局で担当の方がいらっしゃいましたら。どうですか。
- 小川課長 都の組織の中でいきますと、東京オリンピック・パラリンピック準備委員会になると思います。
- 笹川委員 いいですか。
- 松矢部会長 はい。
- 笹川委員 今、私どもが問題にしているのは、これから競技場を整備されていきますけれども、競技場によっていろいろな形の対応がされると、混乱のもとになると思うんですね。例えば、屋内競技場の誘導用のブロックの問題とかですね、音声誘導の問題とか、そういったことはもう少し早目に対応してもらわないと、施設ができてしまってからではもうどうにもならないんですね。
- ですから、もしそういう委員会なり、何か組織が設置されるのであれば、障害者の当事者の代表も入って、検討できるような場を早急に設けてもらいたいと思います。
- 以上です。
- 松矢部会長 要望としてお聞きします。ほかにどうでしょうか。
- 佐田委員。
- 佐田委員 35ページのところの一番上の丸のところには、防災の項にも福祉のまちづくりの推進をという文言が入っていたんですが。この後に防災の視点を入れたまちづくりをぜひ入れていただきたいと思います。
- 松矢部会長 丸の幾つ目ですか。
- 佐田委員 P35の一番目の丸の、促進をしてきたという後に、今後防災に視点を当てたまちづくりを推進するとか推進していくことが必要だととかを入れていただきたいと思います。
- 松矢部会長 一番上ですか。
- 佐田委員 入れていただけるいいかなと思います。特に、これも多々発言したと思うんですが、巨大ターミナルなんかが、つくられてきていると思うんですが、防災というのか、緊急のときにどう対応するのかという視点も何か入れておかないとですね、恐らく障害のある方を含めた、いわゆる要援護者の人の対応ってなかなか難しいんじゃないかなと思いますので、そういった点を入れた表現にしていただければと思っています。
- それから、もう一点なんですが、41ページの第5節のサービスを担う人材の養成・確保のところなんですが、
- 松矢部会長 41ページ。
- 佐田委員 四つ目の丸のところには、キャリアパスの構築とありますが、多分これで賃金の引き上げ等を行おうということを考えていくということに記述してくださっていると思うのですが。人材確保の問題というのは、非常に深刻な状況にあるかなと思います。私の周りのところでも、本当に人が見つからないという声なんかも聞こえてきていますので、人材確保のための施策について、検討していくという文言を、どこかに入れてい

ただければと思っています。丸四つ目です。以上です。

○松矢部会長 丸の幾つ。

○佐田委員 丸四つ目ですね。

以上です。

○松矢部会長 はい、どうぞ。柴田委員。

○柴田委員 35ページの、福祉のまちづくりに関するところですが、まちづくり条例によって、市区町村によっては、グループホームの開設に厳しい条件をつけているところがあります。安全も大事ですし、バリアフリーも大事ではありますが、過度な制約をつけることによって、グループホームが増えないという現実があります。

そういう点から、見直しを求めたいと思いますが、それをどう入れればいいのかちょっとよくわかりませんけれども、いかがでしょうか。

○松矢部会長 どの辺のところですか。

○高橋会長 私から補足しましょうか。

○柴田委員 お願いします。

○高橋会長 これたしか、小規模施設の緩和については、既に保健福祉局長と都市整備局で話がついているというふうに聞いているんですが、障害のグループホームにもそれは適用されるのかどうか。とりわけ、小規模多機能とか複合型サービスとか、それについてはそういう方針だということを伺っておりますので、多分それはグループホームに、これ長年の懸案でございました。これやっとな動いてくださったということで、たしか知事もそのことを、非常に強く関心を持たれたというふうに伺っておりますが。

○松矢部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

そのことは組み込むことはできますかね、事務局のほうで。一般的な理解でよろしいですかね。グループホームも適用されるということで。

○小川課長 すみません。ちょっと記載している場所が違ってまして、まさにグループホームの整備促進という観点から記載を入れておりますので、7ページをちょっとごらんいただいて。

7ページの上から二つ目の丸ポチのところでございます。都内では整備に適した土地の確保が困難なために整備が進みにくい状況にもある一方で、都内の空き家は増加傾向にあり、既存建築物の有効活用が課題となっている。グループホーム等の整備に当たっては、事業所や利用者の実態に応じてバリアフリー化を図りつつ、既存建築物も活用して整備を促進する必要があるという形で、基準の緩和等についても、ここで読み込むというふうに考えております。

○松矢部会長 そういうことでよろしいですかね、今。

○柴田委員 ありがとうございます。ただ、サービスの見込み量を確保するための方策というところに入っているわけですがけれども、やはり都市計画の中できちんと位置づけていただく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○松矢部会長 それは、ご意見をお伺いしておいてよろしいですかね、事務局。そこの盛り込み方の工夫ということですが。

○柴田委員 よろしくをお願いします。

○松矢部会長 ほかにいかがでしょうか。もしあれでしたら、前に戻っても結構です。ということであと10分ぐらい。

はい、斉藤さんどうぞ。

○斉藤委員 都精連の斉藤です。精神障害者において、精神障害者手帳というのがあります。それで、もう大抵の人は持っているんですけども、精神障害者手帳の利用について、東京都で手帳でバスが半額になりまして、大変、精神障害者当事者としても、大変喜んでバスを手帳で使って乗っています。

さらに、我々都精連で活動運動をしているのは、JR民営鉄道が、バスとともに、バスと同じように、手帳で半額になることを運動してるんですけども、JRも民営鉄道もなかなか首を縦に振っていただけなくて大変難儀しているところなんですけれども、そのところも都としても、東京都でも応援していただきたいと思います。動いていただきたいと思います。

それで、あとは、精神障害者手帳がいろんなところで無料になったり、割引になったりして大変ありがたいと思っています。動物園や美術館、あるいはスポーツ観戦とかいろんなところで割引になったり、スポーツのプロ野球では、障害者枠という枠も取っていただいて、私もプロ野球を見学させていただいたところで、大変、精神障害者枠で利用させていただいてありがたいというふうに思っています。それで、タクシーも数年前に、精神障害者手帳で1割引きになりまして、大変ありがたく利用させていただいております。さらに、精神障害者手帳がさらにもっともっと利用できるように、都としてもぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○松矢部会長 橋本委員どうぞ。

○橋本委員 これはページ。育成会の橋本です。これはページではなくて、先ほどお話ししようと思ったんですけども、就労の場面でやっぱり、いきいきと皆さんが働いてはいるんですけども、働いている中で、本当に困ったときには誰に持っていくんだろう。何か、そのときの相談なり、またそれを処理してくださるそういう場面がなかなかない。そういうところに、職場110番に電話すればいいというようなお話も何回か聞くんですけども、それをしたら本当にその後のこともちょっと心配になるかなというふうに、自分もその一人として、やっぱりいきいきと働いてはいるんだろうけども、その後の心配もついてくるんじゃないかなと思ったんで。

ページは29から30、31ぐらいあるんですけども、それも、そういうときは、じゃどうすればいいんだろうというところも一緒に加えて、こういうところに相談を行きなさいというふうに言ってもらえるとまた自分たち、また当事者たちも安心できるの

で、そこも一緒に加えていただければ幸いです。

○松矢部会長 小川委員、何かありますか。

○小川副部会長 これから、やはり職場での障害差別解消法それから障害者雇用促進法の改正で、大きな問題について職場の中でおさめられてしまうのではなくて、それを誰に相談したらいいのかっていうことについては、もう少し整理が必要だと思います。外部で言うと、市区町村の就労支援事業にきちんと登録をして、そこがサポートしていくということをより充実していく必要があると思いますし。

それから、職場の中にいる障害者職業生活相談員であるとか、第2号ジョブコーチであるとか、やはり企業の中のそういう相談体制というのを、これから充実させていこうという流れはありますけれども、ただそれが実態としてどこまで進むかというのは、これからの問題ですので、こういう委員会とか、あるいは東京都の就労のほうの委員会とかでも、そういうことについてきちんと議論をしていく必要があると思います。

○松矢部会長 ありがとうございます。柴田委員。

○柴田委員 重要なことを一つ見落としておりました。相談支援のところですよ。7ページです。前期の第3期の計画で、サービス等利用計画を、サービス利用の全障害者につくることになっていましたが、残念ながら進んでいません。とりあえず行政が仮につくるということで、急場をしのぐような対応となっているようです。

しかし、サービス利用計画は、障害者の生涯にわたる長期的な視点を持った支援のあり方、そしてそれぞれの状態にあった支援のあり方を、総合的に立てるものなので、非常に重要です。これは第3期から積み残すわけですので、その積み残しの経過をここに入れるとともに、第4期において、これらをきちんと推進できるように、相談支援の充実を含めて、第4期に加えていただきたいと思います。

○松矢部会長 一応、丸の最初に入っているんですけど。

○柴田委員 丸の最初、7ページのですか。作成しなければならないとはありますけれども、できてないというのは重大な問題なんですね。これについて去年に議論したときには、まだできるだろうという話だったんですが、結局はできなかったということですので、改めて第4期の中に入れていただきたいと思います。

○松矢部会長 そうですね。要するに、第4期に持ち越されているわけですね。

○柴田委員 そうです。

○松矢部会長 そこが、こういう作成しなくてはならないという書きぶりになってるんですけど。

○柴田委員 そうです。ちょっとそれだけでは…。

○松矢部会長 第4期でそれを云々というような書き方にするってということですかね。

○柴田委員 そうです。第3期にできなかったことを踏まえて、第4期にやるということをも明確にしないと、なかなか相談支援体制は進まないと思います。

○松矢部会長 ここはそういう意識で書いてるんですが、第4期でやるんだぞというつも

りで書いているかと思いますが。はい。

○柴田委員 さらに突っ込んで、よろしくをお願いします。

○松矢部会長 ほかにどうでしょうか。平川委員どうぞ。

○平川委員 東京都医師会の平川でございます。門外漢に近いものですから、関係者の方々の貴重な意見がまとめられて、非常にすばらしいなと思っております。

その中で二つほど気にかかることがあったものですからお聞きします。一つは、皆さん、よくご存じのとおり、今国を挙げて地域包括ケアシステムというものを進めているわけなんですけども、地域包括ケアシステムはご存じのとおり、決して高齢者だけの問題ではなくて、障害者も含めて全ての方々が含まれるわけですが、今回の福祉計画の中に余り地域包括ケアという言葉があらわれていないということが少し気にかかりました。

福祉計画は独自のものかもしれませんが、しかし大枠、国がそういう方向に進んでいる中で、ほとんどこれに触れられていないということは、ちょっと気にかかりました。もう一つは、私もさまざまな高齢者施設にかかわっておりますが、65歳を超えれば介護保険優位という形で、さまざまな障害が、最後は全て介護施設で対応という形になってしまっている。

逆に言えば、受け入れる介護施設の職員たちは、決して個々の障害について学んでいるわけではございませんから、年を取れば高齢者だから皆同じだと、障害の種別も関係ないという形の、そういう乱暴なくくりはいかながなものかと思っておりますので、現役の障害者という言葉は変ですけども、高齢化した障害者のありようというものについてもこれから先は考えていく必要があるんじゃないかと思いました。以上2点でございます。

○高橋会長 私から補足したほうがいいでしょうか。

○松矢部会長 そうですね、お願いします。

○高橋会長 すみません。私地域包括ケアと、その例の介護保険と障害者政策の関係については随分いろいろ考えているところがあるので申し上げますが、地域包括ケアは、もともと高齢者というふうに理解されておりますが、例えば、宮本太郎先生とかそういう方々地域包括ケアの包括化という、そういう議論をして、それから社会保障制度国民会議の報告は、もう既に障害、高齢、児童、子育て、そういうものも含めたというのは、例えば、住まいのことを考えますと、障害者とか、高齢者とか児童というふうに、これ施設はそうなんだけど、住まいはむしろ共生型の住まいで、そこで個別の対応はすると。そういうやり方が非常に、むしろそれがなんていいんでしょうか、自立と互助というか、助け合いを促進しますから、もうそういう視点はぜひ、もうここはできてしまっているんですが、やっぱり私も気にしているところではございます。これは残念ながら、障害者施策がやっぱりプアーだったので、やっぱり障害、それぞれの個別のテーマについて、特化した政策を充実するというこれは東京都としてはやっぱり使命なので、そのバランス論だけでは済まない。それから包括化という議論で、そういう個別の努力が薄まるということはよろしくないだろうと。それから、それとの関係で、これは社会保険

と福祉サービスの関係で、同種類のサービスについては、これは65歳以上の障害者の方々とか、介護保険が優先適用されているのも、既に保険料もお払いになって。ただしここが自治体でどうも理解がきちんとしていなくて、介護保険では充足できない部分については障害福祉サービスを活用するという、そういう原則は既に通知が出ているんですが、なかなか自治体レベルで、これ逆に言うと、給付料の切り下げとか、そういう介護保険に入ったから切り下げることが起こっているやに聞いております。これは大変、むしろ自治体の補足関係の理解が非常に行き届いていないので、とりわけ、今の話では65歳、1号被保険者になった方々の問題。障害の方は障害の高齢化が非常に進んでいますので、そうすると介護保険で給付できる範囲と、障害施策固有の範囲の整理、切り分けが必ずしも自治体で、どうも私もその問題が起こって、かなり動いたことがあるんですが、理解がきちんとされていないというふうに思っております。そこら辺はぜひ、東京都としてもぜひ。これ東京都は広域自治体としてきちんとした指導をする立場ですから。幾ら地方分権といっても、障害と介護の給付は、国のスキームの問題ですから、そこら辺のことはぜひ、今のご発言を踏まえて、ちょっと発言するだけさせていただきます。

- 松矢部会長 わかりました。そういう高所大所から、という課題のところにも、そういうような書きぶりができれば工夫したいと思いますが。中西委員どうぞ。
- 中西委員 やはり今、問題は認知症の高齢者とか知的障害者とかが、平川先生なんかの精神病院に入っていくとかいう事態が起こる。だから、地域でのサービスが不足すると、最終的にしわ寄せがそういうところに来て、我々の生活の場もなくなってくるという問題です。高橋先生がおっしゃったような、障害のサービスを複合して使うというのを、やはりキチンとやれていない市町村。東京都もそれは起こっています。サービス切り下げが起こっているので、これをきちんとまず確保していただいて、地域での生活は継続できること。

それから、精神病院は専門的な医療に従事して、緊急、急性期の患者を対応して、一般病棟に移るような人たちは地域で見ているような形を、今後、東京都も考えていかなければいけないと思うので、こういう大きな問題について、検討委員会をきちんと考えてつくって、今後、対処していかないと、高齢の障害の問題、逆に高齢者が障害者になっていく問題、これを含めて、全国民の4割ぐらいは認知症になっていくとかいう高齢時代をこれから迎えていくときに、対応を今から考えなければいけないと思いますので、我々としては、こういう地域ケアの中で、その人たちをどう受け入れていくかということを考える中で、個別の相談支援体制とかいうものを使わないと、先ほどの知的障害者から委員の質疑にもあったみたいに、やはり地域で知的障害者も生活し続けられない。精神障害の人も地域での個別支援がないと、生活し切れないという状況を迎えてきているなというふうに思いますから、もっと今回の検討委員会の中では十分議論できなかったんで、そういう問題を今後、議論する場を東京都の中につくっていただけたら

いなと思います。

- 松矢部会長 ありがとうございます。時間が来ましたので、一応4月に設置されて以降、次期計画策定に向けて、調査・審議してまいりましたが、一応この審議、本日で終了になります。次回の2月5日は総会の開催ということになります。本日の議論の内容を踏まえて、改めて提言案を整理して、専門部会からの提言案として高橋会長主催の総会へ報告したいと思います。今日、いろいろ細かいことを含めて、提言についてのご提言をいただきましたので、一応最終的なまとめを、今日のご意見を踏まえながらしてまいりたいと思いますが、5日の総会での報告、最終的な取りまとめにつきましては、座長の私にご一任いただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 松矢部会長 ありがとうございます。

最大限皆様方のご意見を反映する形で、高橋会長に報告したいと思います。ありがとうございました。

それでは、次回に向けて、事務局から事務連絡をお願いいたします。

- 小川課長 本日はありがとうございます。第3回総会は、2月5日木曜日、夜7時から場所はここではなくて第2本庁舎1階の二庁ホールを予定してございます。なお、次回の総会ですが、当日のご欠席等がありますと、定足数に満たなくなることがございます。ぜひ委員の皆様には可能な限り、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。また、ご欠席になる場合には、早目にご連絡をいただくと幸いです。

また、今回はこの提言案とは別に、一つ都からお願いしたいテーマというものもありますので、それは別途またご案内を差し上げたいと思います。事務局からは以上です。

- 松矢部会長 それでは、どうもありがとうございました

(午後8時59分 閉会)